

指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しについて

東大阪市は、下記事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」とする）に基づく指定を取消しましたので、お知らせします。

記

1 対象事業者

- (1) 名 称 NPO 法人 輝ひかり
- (2) 代表者名 代表理事 田中 和美
- (3) 所 在 地 大阪府大東市新田本町 7 番 7 号

2 対象事業所

- (1) 名 称 自立支援ケアサポート絆
- (2) 事業種別 居宅介護、重度訪問介護、同行援護
- (3) 所 在 地 大阪府東大阪市池島町八丁目 1 番 4 0 号
- (4) 指定年月日 平成 2 7 年 6 月 1 日

3 指定の取消日

令和 8 年 1 1 月 1 日

4 処分理由

- (1) 介護給付費の不正請求（法第 5 0 条第 1 項第 6 号）

- ① 重度訪問介護の利用者 1 名について、令和 6 年 6 月から令和 8 年 4 月までの期間における架空のサービス提供記録を作成し、介護給付費を不正に請求し受領した。
- ② 重度訪問介護のサービス提供を行った場合に、法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に掲げる区分に従い、それぞれの単位数を所定単位数に加算するところ、単位数を不正に算定した状態で福祉・介護職員等処遇改善加算を請求し、受領した。

- (2) 虚偽の報告（法第 5 0 条第 1 項第 7 号）

法第 4 8 条第 1 項の規定に基づく監査における立ち入り検査時において、サービスを提供していないにもかかわらず作成されたサービス提供記録を提出した。

- (3) 虚偽の答弁（法第 5 0 条第 1 項第 8 号）

法第 4 8 条第 1 項の規定に基づく監査において、虚偽の答弁を行なった。

5 事業者に対する経済上の措置

[東大阪市分] ※ 他市分無し

不正請求額 6, 1 7 9, 9 2 5 円

加算額を含めた返還額 8, 6 5 1, 8 9 5 円

6 欠格事由該当者

田中 和美 (NPO法人 輝ひかり 代表理事)

田中 悠輝 (自立支援ケアサポート絆 管理者)

東大阪市福祉部指導監査室

障害福祉事業者課

電話：06－4309－3187